９月は「障害者雇用支援月間」です

障害者雇用支援月間は、昭和 23 年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に「第１回身体障害者雇用促進運動強調週間」を実施し、その後、昭和 38 年から「障害者雇用促進月間」、平成 16 年からは「障害者雇用支援月間」と定め、事業主のみならず、広く国民一般に対して障害者雇用の機運を作りだすとともに、障害者の職業的自立意欲を支援するための啓発活動が実施されています。

平成 18 年施行の「障害者自立支援法」により、今まで以上に障害者の社会参加を進めるため就労に向けた支援が強化され、生産活動や就労の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス（就労移行支援、就労継続支援）が、就労移行支援事業者等により行われています。

また、民間企業等での就労が困難な障害のある人に対して、仕事を通して地域での自立した生活を支援し、就労の場を拡大するために、授産施設や地域活動支援センターなどで職業能力の開発および向上を図るのが福祉的就労の場です。

現在、市内には身体障害者を対象とした「じょいわーく（地域活動支援センターⅢ型）」、知的障害者の通所授産施設「きぼうの家」、精神障害者の「ワークショップ虹（地域活動支援センターⅢ型）」があり、これらの福祉的就労の場では、民間企業等に就職する前段階としての役割を持っていますが、継続的な就労施設になっているのが現状です。

一方、障害者の就職に向けた支援を行ったり、障害者を雇用する事業主に対して支援や助言を行う機関には、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センターや障害者就業･生活支援センターなどがあり、それぞれが必要に応じて連携し、支援を実施しています。

ハローワーク（公共職業安定所）によると、実雇用率（各年６月１日現在）は、平成 18 年は 1.58%、平成 19 年は 1.63%、平成 20 年は 1.66%と年々伸びてはいるものの、法定雇用率である 1.8%をクリアすることはなかなか難しく、また、法定雇用率達成企業は、平成 20 年に 51.5%と初めて半数を超えたところです。

事業主をはじめ同じ職場の中で障害者と共に働く方々や社会における障害者雇用への理解がまだまだ十分ではなく、障害のある人が働く意志や能力を持ちながらも、その障害のために就労の機会を奪われている状況があり、また、最近の一段と厳しい景気低迷・雇用動向の中で、障害者の雇用環境にも厳しさがみられ、障害者雇用の維持・拡大を図ることが大きな課題となってきています。

すべての人にとって、その適性と能力に応じた職業に就くということは、経済的自立が可能となるだけでなく、地域で生きがいを持って社会活動に参加するという観点からも重要な意味を持っています。また、障害のあるなしに関係なく、共に働くことの喜びを見出すことは、社会の一員として互いに認め合うことにもつながります。障害のある人の民間企業等への就職や福祉的就労を含めた働く場所の確保に努めることは、障害者本人にとっても地域社会にとっても、とても大切なことです。

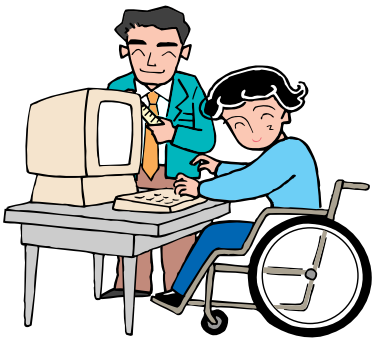

問い合わせ先　福祉課社会福祉係　内線 442・446

小郡市同和問題市民講演会を終えて

7月11日(土)小郡市文化会館で、同和問題市民講演会を開催しました。「対論　部落問題」の著者である髙山文彦さん（大宅賞作家）と組坂繁之さん（部落解放同盟中央本部執行委員長）に著書を踏まえての対談をしていただきました。内容は、「解放の父」松本治一郎の生き方から学んだことや現存する差別をなくすために必要なことなど意義深いものでした。

参加者は820人を超え、大ホールだけでは足りず、小ホールをサブ会場として使用しました。改めて参加していただいたみなさんにお礼申し上げます。ありがとうございました。

アンケートでは、「生き抜け！その日のために」と「人間は必ず変わることができる」という言葉が印象深かったなどの声が多く寄せられました。参加者の声をご紹介します。

講演会に参加し、自分自身の勉強不足を感じた。自分の中には「差別意識」は全くないと思って暮らしてきたので、考えさせられるところが多かった。「生き抜け！その日のために」の言葉が、髙山氏の原動力になったことを知り、言葉の力を感じた。「植えてみよ花の育たん里はない」という松本氏の思いが胸に深く残った。組坂氏の熱い話し方に魅かれた。

対談を通じ、松本治一郎、上杉佐一郎さんを中心とした解放運動の歩みやその成果を確認することができた。「差別をなくすためには教育･啓発が必要であり、すべての子どもたちの進路・学力保障のためには高校奨学金が必要である」の言葉に思いを新たにした。まちづくりを通し、協働作業を営むことで、どの人もかけがえのない存在、差別されない存在になるのだと見えてきた。人権・同和教育で大切にしている「つながりづくり」をより一層意識していこうと思った。

問い合わせ先　人権・同和教育課　☎72－2111　内線532